

第3回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月11日（水）午後1時54分から午後2時45分
2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）
3. 出席した農業委員（11人）

会 長	14番	前 川 正 人		
委 員	1番	佐 藤 雄 一	2番	鹿 又 幸 也
	3番	後 藤 義 昭	5番	中和田 吉 彦
	6番	舘 山 友美子	7番	小 島 良 金
	8番	小田原 正 一	10番	佐 畑 幸 一
	11番	坂 本 雄 司	13番	武 島 竜 太

4. 欠席した農業委員（1人）
9番 瀧 澤 正 一

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	陶 裕 人
事務局農地係長	門 馬 優 樹
事務局主査	大河原 康 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第7号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について

8. 会議の概要

事務局長 皆様おそろいですので、全員ご起立を願います。
一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第3回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第3回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席の届出は9番瀧澤正一委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。
お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。

8月26日、月曜日、福島市で福島県農業会議常設審議会が開催され、門馬係長が出席してまいりました。第2回総会の議案第1号4番及び5番について、転用面積が3,000㎡を超えるため、審議会の審査案件となり、結果は、意見なしでありました。

8月28日、水曜日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を実施いたしました。多くの委員の皆様にご出席いただきありがとうございます。また、同日、本総会に係る議案を郵送配布させていただいております。

8月30日、金曜日、山上公民館で山上・日影地区に進出を検討している千葉県の養豚業者ブライトピックによる地権者説明会が開催され、小田原委員・菅野委員に出席していただいております。

9月5日、木曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は以上です。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。3番後藤義昭委員、5番中和田吉彦委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。次に日程第 4、議事に入ります。報告第 1 号専決処分について、を議題といたします。(1) 農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第 1 号専決処分、農地の転用の事実に関する照会について説明いたします。福島地方法務局相馬支局登記官から、令和 6 年 8 月 1 日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2 週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱わせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりです。令和 6 年 8 月 7 日に 10 番佐畑幸一農業委員、八幡地区担当佐藤辰雄農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行いました。申請地には、車が複数残置されているほか、ブレハブ小屋等もあり、違反転用状態であることを確認したため、令和 6 年 8 月 15 日に「農地」として回答いたしました。

 なお、申請地は、去る令和 5 年 10 月ころに土地所有者から現況確認申請に関する事前相談を受けており、令和 5 年 10 月 20 日に地区担当農業委員と現地確認を行ったところ、違反転用状態であることを発見し、その解消を指導しております。

 土地所有者は、現在まで違反転用状態を解消しておらず、今回は農業委員会に対する現況確認申請に替えて、法務局経由で地目を変更するための申請を行っております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 ご質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。次に報告第 2 号報告事項報告について、を議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について(2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について事務局より報告いたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は5件の報告を受理いたしました。去る9月5日、8番委員、9番委員、10番委員とともに、現地調査を実施いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業者は、許可の3カ月後に工事の進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は1年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。現地調査の結果、いずれも農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。

次に(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は6件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。

次に(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は2件の通知がございました。こちらについては、農地の賃借契約の合意解約を行うものとなっています。いずれも解約の理由については、耕作者都合のためとなっています。説明は以上になります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。次に議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願いについて、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第5条の規定による許可処分取消願について事務局より説明申し上げます。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。議決年月日、許可年月日は、平成2年11月13日。取消願出年月日は、令和6年8月16日。許可申請内容は、居宅用地で、譲受人が実施する自己住宅建築のための所有権の移転が許可取り消し願の内容であります。取消の理由については、転用許可後、生業としていた理容店が経営不振となり、経営状況を改善するため、相馬駅東地域に店舗を移転したことから、自己

住宅を建築する資金が不足することとなりました。また、譲受人の一人森福孝が死去したこともあり、事業実施が不可能となりました。去る令和6年9月5日に、8番委員、9番委員、10番委員で土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、本議案は、すでに土地の名義は譲受人に移転しているほか、譲渡人も死去しており、取消しの可否について、福島県農業担い手課に対し技術的助言を求め、取消しはやむを得ないものとして回答をいただいています。説明は以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

8 番 議案第1号農地法第5条の規定による許可処分取消し願について、議案書をご覧ください。

去る9月5日に、9番委員と10番委員、事務局2名で、現地調査を行いました、調査担当委員を代表して報告いたします。

願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。許可申請内容は、居宅用地で、譲受人が実施する自己住宅建築のための所有権の移転が許可取り消し願の内容であります。

取消しの理由については、転用許可後、生業としていた理容店が経営不振となり、経営状況を改善するため、相馬駅東地域に店舗を移転したことから、自己住宅を建築する資金が不足することとなりました。また、譲受人の一人森福孝氏が死去したこともあり、事業実施が不可能となりました。

申請地の現況は、農地であり、取消しを求める理由はやむを得ないものとして判断いたします。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願については、原案のとおり可決いたします。次に議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員をお願いします。

5 番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりであります。去る9月2日、地区担当推進委員、事務局、と共に現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告します。権利の設定内容所有権の移転は記載のとおり売買となります。譲受人の農業機械所有状況、世帯における自作、譲受人は現地調査にて耕作地がないことを確認しています。許可基準第1号、許可基準第4号については、要件を満たしております。次に許可基準第2号については、譲受人は個人でありますので、非該当となります。許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人には転貸の事実がありませんでしたので、非該当となります。許可基準第6号については、地域の調和要件については、議案書記載のとおりでありまして、地域の調和が損なわれるような問題はありません。そのため許可相当と判断しました。

議 長 事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 補足説明はございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。
(「なし。」との声)

議 長 ご質疑なしと認めます。よって、議案第2号農地法第3条の規定に

よる許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題いたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。

案件1について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に自宅の通路用地として使用されており、申請人が自己住宅を改築する旨相談があった際に、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。

なお、違反転用の経過として、申請人の亡き祖父は農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約60年前から通路用地として使用していました。工事期間は、許可の日から1カ月を予定しております。

転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利はありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、自己住宅の改築に当たり、隣接地で農振除外の申請も必要になるため、市農林水産課から農業委員会に対する意見照会を受けており、議案第7号として上程しております。説明は、以上です。

次に、案件2について、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に物置及び駐車場用地として使用されており、申請人が新たに自己住宅を建設するため、農業委員会に対し農地転用の相談があった際に違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。

なお、違反転用の経過として、申請人の亡き父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約30年前から物置及び駐車場用地として使用していました。工事期間は、許可の日から5カ月を予定しております。

転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利はありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

説明は、以上です。

議長

調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。8番小田原正一委員願います。

8 番

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件です。議案書をご覧ください。

去る9月5日に、9番委員と10番委員と推進委員、事務局2名で、現地調査を行いました、調査担当委員を代表して報告いたします。申請人、申請地は議案書記載のとおりです。本件は、通路用地としての利用を目的とした許可申請です。許可基準第1号立地基準については、申請地は、非線引き区域用途区域外に位置し、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることを、現地調査で確認し、第1種農地と判断しました。しかし、本案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の「既存施設拡張事業」の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的ですので、代替地の検討は特に必要がありません。以上の事から、立地基準を満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

次に2番案件です。議案書をご覧ください。同じく去る9月5日に、9番委員と10番委員と推進委員、事務局2名で、現地調査を行いました、調査担当委員を代表して報告いたします。申請人、申請地は議案書記載のとおりです。本件は、物置及び駐車場用地としての利用を目的とした許可申請です。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は相馬市立向陽中学校及び福島県立相馬高等学校まで概ね500メートル以内の位置にあります。また、上下水道が敷設されているため、第3種農地となる「公共施設便益区域内農地」の要件に該当し、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件について、許可決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 よって、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第4号について、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。議案書をお開きください。譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電施設用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。10番佐畑幸一委員願います。

10番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。去る9月5日に8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を実施いたしました。調査担当委員を代表して調査結果を報告したいと思

います。1 番案件ですが、許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は周囲を住宅、原野で囲まれた概ね 10 ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は不可能であることを判断いたしました。以上のことから立地基準を満たしていると判断をいたしました。続いて許可基準第 4 号は議案書に記載のと通りの対策を取ることで、周辺農地への影響・支障は無いものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第 5 号現況確認証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。調査担当委員の挙手願います。10 番佐畑幸一委員お願いします。

10 番 議案第 5 号現況確認証明申請について、調査担当委員を代表し、調査結果を報告します。はじめに、番号 1 について報告いたします。去る 9 月 5 日に、8 番委員、9 番委員、事務局と共に、現地調査を行いました。申請者の住所、氏名、申請地、現況非農地となった経過及び理由については、議案書記載のとおりです。申請地の現況については、周辺が山林に囲まれており、今後農地へ復元し、耕作することが困難な土地であると見てまいりました。したがって、番号 1 について

は、申請地目のとおり、「山林」として証明書を交付することが適当であると判断しました。続いて、番号2について報告いたします。去る9月5日に、8番委員、9番委員、八幡地区担当農業委員である1番委員、同じく八幡地区担当推進委員である佐藤辰雄委員、事務局と共に、現地調査を行いました。申請者の住所、氏名、申請地、現況非農地となった経過及び理由については、議案書記載のとおりです。申請地の現況については、不耕作地であり、一年草の雑草が繁茂(はんも)している状況でしたが、草刈を実施することで農地に復元することは容易であり、福島県現況確認証明申請書等交付事務取扱要領に規定されている「農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)」には当たらないと判断しました。

また、申請地の隣接地において、水稻の作付、耕作がされており、周辺の農地では耕作が行われている地区であることを確認しているものです。以上のことから、申請地目は「原野」となっておりますが、いずれの申請地においても「農地」とであると判断しました。

なお、本申請について、「農地」と判断することに対し、八幡地区担当の1番委員、佐藤辰雄推進委員からも意見なしとの報告を受けております。報告は以上です。

議 長 次に事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号現況確認証明申請について補足説明をいたします。

はじめに、現況確認証明申請とは、農業委員会におけるどのような事務なのか説明いたします。現況確認証明申請とは、自然荒廃した農地について、福島県が示している事務取扱要領に基づき、農地の地権者から現況が非農地(原野若しくは山林)である土地について、証明を行うものです。申請者は、農業委員会から非農地である証明を受けることにより、法務局において登記地目の変更登記が可能となるものです。非農地となることで、農地法の規制から除外され、農業委員会の許可がなくとも土地の売買や農地以外の活用が可能となるものです。ここで、お手元に配布しております補足資料1福島県現況確認証明申請書等交付事務取扱要領をご覧ください。こちらでは、改めて、現況が農地か非農地化の定義について説明を致します。現況が農地か非農地かという定義については、黄色で強調されている部分で示され

ております。第3現況確認証明について、1定義、現況が非農地である土地について、「農地法の適用を受けない土地である。」旨の証明を言う。現況が農地か非農地かの認定は、農地法第2条第1項及び「農地法の施行について」（昭和27年12月20日付け、27農地第5129号農林事務次官通知）記第1の第2条関係の1に定める「農地」についての定義による。と規定されています。資料の2枚目をご覧ください。ただきたいのですが、農地法第2条第1項の条文を載せています。「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。と定義されています。続いて資料の3枚目になりますが、農林水産省からの通知「農地法の施行について」となります。青色で強調している部分になりますが、第1農地法、第2条関係、1の①「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。と記載があります。続いて下段の②になります。読み上げますが、「耕作の目的に供される土地」とは、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地）をも含む。とされています。以上が農地か非農地かの定義になります。

次に、議案書の番号2の補足説明になります。本申請地については、相馬市農業委員会が行っております農地バンク制度の登録農地になっているものです。相馬市農地バンク制度実施要綱の第5条第3項第8号に規定されていますが、休耕している農地である場合において、保全管理が適切に行われておらず、農地として復旧が困難で、耕作を再開できる現況でないときは農地バンク制度に登録することができないこととなっております。本申請地は令和5年12月15日に相馬市農地バンク制度の登録農地となっており、その時点においては、農地は草刈りが行われており、適切な管理がされていた農地となっていたものです。補足説明は以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号1番のみ、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号現況確認証明申請については委員報告のとおり番号1番のみ、証明することに決せられました。次に、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号49番までの49件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。農業委員会総会で「非農地」と判断された土地については、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付しております。「農地」と判断された土地については、特に所有者への通知等を行わず、引き続き、農業委員会として農地として適切な管理をお願いしていくものです。以上が非農地判断における手続きの流れになります。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せて

ご確認ください。事務局からは以上です。

議 長 続いて調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員の挙手を願います。10番佐畑幸一委員をお願いします。

10番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る9月5日に8番委員、9番委員、事務局2名と共に、現地調査を実施してまいりました。担当調査員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。番号1番、番号2番は原野、番号3番から番号32番までは山林、番号33番、番号34番は原野、番号35番は野菜の作付けがあり農地と判断、番号36番から番号38番は原野、番号39番は山林、番号40番は原野、番号41は山林、番号42番から番号44番は原野、番号45番から番号48番は山林、番号49番は原野であり、したがって番号35番を除き、番号1番から番号49番、はすべて非農地と判断しました。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号35番を除き、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり番号35番を除き、非農地と判断することに決せられました。

次に議案第7号相馬農業振興地域整備計画の変更案について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第7号相馬農業振興地域整備計画の変更案について、事務局より審査内容を説明申し上げます。議案書をお開きください。

農業振興地域整備計画の変更要件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第6号に規定されています。このうち、農業委員会が確認する要件が第1号から第3号までとなります。

現在、市農林水産課では、相馬農業振興地域整備計画の変更案について、農業委員会を含め、土地改良区、JAの3団体に諮問しております。3団体から、意見聴取後、その意見を踏まえ、市農林水産課と福島県が事前協議及び本協議をし、要件を満たしている場合には、農用地区域の除外決定がなされます。

今後、農用地区域の除外決定がされた場合には、農地法第4条の農地転用許可申請書が提出される予定となっております。事務局の説明は以上になります。

議長 続いて調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員挙手をお願いします。8番小田原正一委員をお願いします。

8 番 議案第7号相馬農業振興地域整備計画の変更案について、去る9月5日、9番委員、10番委員、地区の担当推進委員、事務局で現地調査を実施しましたので、調査担当委員を代表し、結果を報告いたします。事業計画者の住所、氏名、土地所有者の住所氏名、農用地利用計画変更申出地は議案書記載のとおりです。変更後の用途は、自己住宅用通路用地です。農用地区域除外の要件である、議案書記載の(1)から(3)の要件の内容に基づいて次のとおり確認いたしました。(1)について、代替地の検討結果からも、事業計画である自己住宅を、他の場所で実施することは困難と判断いたしました。(2)(3)について、農地転用に伴い、周辺農地の作業効率や利用集積に影響はないと判断いたしました。よって、相馬農業振興地域整備計画の変更案に同意することが妥当と判断いたしました。報告は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言をお願いします。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号相馬農業振興地域整備計画の変更案については、意見なしと決定いたしました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか、

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます、以上をもちまして、第3回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	3 番	後 藤 義 昭
---------	-----	---------

議事録署名委員	5 番	中和田 吉 彦
---------	-----	---------